

監査公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項（定期監査）並びに第7項（財政援助団体等監査）の規定により執行した監査について、同条第9項の規定により、監査結果の報告を次のとおり決定したので、これを公表する。

平成 21 年 10 月 14 日

桑名市監査委員

池 田 勝 敏

椽 尾 健 三

佐 藤 文 子

平成 21 年 度

定期 監 査 等 結 果 報 告 書

桑 名 市 監 査 委 員

目 次

定 期 監 査

1 監査実施年月日及び監査箇所	1
2 監査の対象	1
3 監査の方法	1
4 監査の主眼	1
5 監査の結果	1
共通事項	2
各所管別事項	2
地区市民センター	2
幼、小・中学校	2

財政援助団体等監査

財政援助団体監査	3
----------	---

定期監査

1 監査実施年月日及び監査箇所

実施年月日	監査箇所
平成 21 年 5 月 14 日	桑部地区市民センター、七和地区市民センター、 深谷地区市民センター、久米地区市民センター
5 月 15 日	大山田地区市民センター、在良地区市民センター、 城南地区市民センター
8 月 11 日	精義小学校(幼稚園)、大和小学校、大成小学校(幼稚園)
8 月 12 日	星見ヶ丘小学校、七和小学校(幼稚園)
8 月 13 日	多度西小学校、多度幼稚園
8 月 18 日	伊曽島小学校、陽和中学校
8 月 19 日	陵成中学校、正和中学校

* 他の幼、小・中学校については、監査調書の提出をもって監査を実施した。

2 監査の対象

平成 20 年度各所管における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業全般を対象とした。

3 監査の方法

平成 20 年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類などとの照合、点検等を行い、各所属長等から主な事務・事業の概要の説明及び昨年度指摘事項の顛末等を聴取することにより監査を実施した。

4 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的、合理的に実施されているか、事務事業の執行が公正、計画的かつ法令・例規等に従って適正に行われているかを主眼とした。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、概ね適正に執行、処理されていると認められた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い一般的に効率的な執行と管理が行われ、所期の成果をあげていると認めた。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽易な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて改善の顛末の報告を求め積極的に改善するよう指示し、その結果報告の確認を行った。

(共通事項)

(1) 予算執行について

歳入、歳出予算の執行は、概ね良好であり所期の成果を得ている。執行にあたっては、年度末における多額の執行残を生ずることのないよう、とりわけ予算見積り時の慎重な積算と計画的な執行はもとより、限られた財源の有効活用に一層努められたい。

(2) 現金の取り扱いについて

各地区市民センターなどの窓口で取り扱う税、手数料、使用料などの収納事務は適正に行われている。収受した現金の処理については収納科目や取扱い件数等との確認を複数人で十分行い、手持ち現金（つり銭）や切手類の現在高を日々把握するなど、引き続き遺漏のない対応を望むものである。

(3) 文書事務について

統合文書管理システムが周知されるに従い、合理的かつ迅速に処理されてはいるものの、依然として事務処理に対する基礎的知識の不足も見受けられることから、文書の整理・保管事務の基本である関係例規に基づき、周知、徹底を図り、情報公開、個人情報保護の観点からも遺漏のないよう努められたい。

(各所管別事項)

【 各地区市民センター 】

- ☆ 各種公金等現金の取り扱い、保管、管理には十分留意されているが、引き続き遺漏のない対応を望むものである。
- ☆ 簿冊等の整理、諸書類の取り扱い事務については、センター間で概ね統一されてきているが、一部にばらつきが見られるので、更なる調整を望むものである。

【 幼稚園、小・中学校 】

- ☆ 園児・児童生徒の健全な育成を図るとともに、個人情報の管理については、防犯上遺漏のないように努め、安全で安心して学べる学校(園)管理運営に努力されたい。
- ☆ 物品購入事務については、購入者、物品の納品等検収に遺漏のないよう取り組まれたい。
- ☆ 各学校へ配当された予算については、計画的な執行に努められたい。

財政援助団体等監査

1 監査実施年月日及び監査箇所

実施年月日	監査箇所
平成 21 年 7 月 2 日	国営木曾三川公園カルチャービレッジイベント実行委員会
平成 21 年 7 月 3 日	社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会

2 監査の対象

市が財政的援助を与えている団体から 2 団体を抽出して行った。

3 監査の方法

平成 20 年度の事務事業の実施状況について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、当該補助金等に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合、調査する方法で監査を当該団体事務所において実施した。

4 監査の主眼

市が財政的援助を与えている団体に対し、当該補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 監査の結果

平成 20 年度に市が補助金等を交付した事業について、事前に提出を求めた監査資料とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、当該事業は補助金等の交付目的に沿って執行されており、概ね適正であると認められた。

なお、監査の過程において気付いた軽易な事項については、その都度口頭あるいは文書で指導し、改善など積極的に対応するよう指示した。

なかでも、社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会が自主財源でまかなえる事業については、補助金の必要性を協議するとともに、積立金の使途についても十分検討していかれたい。また、国営木曾三川公園カルチャービレッジイベント実行委員会の事務・会計処理に改善すべき点があるので、今後改善に取り組んでいかれたい。所管課については「負担金」としての予算措置が妥当であるか引き続き検討されたい。

今後も、各団体においては、桑名市の厳しい財政状況を十分認識し、補助金等の使途については、支出基準に適合する適正な執行に努められたい。また、所管課においては、補助金の交付決定において、より詳細な資料を補助団体に求め、適正な補助額の算定に努められたい。

監査対象補助金・交付金・負担金明細

【 社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 】

補 助 事 業 名	20 年 度 補 助 金
心配ごと相談所運営費補助金	506,979円
社会福祉大会補助金	248,631円
高齢者いきがい対策事業補助金	180,000円
伊勢湾台風犠牲者を祭る会補助金	183,700円
社会福祉協議会土地建物購入資金に伴う元利補給補助金	1,869,594円
社会福祉協議会交付金（運営費）	8,698,632円
社会福祉協議会交付金（人件費）	80,524,999円
地域福祉推進事業補助金	42,471,167円
派遣職員人件費補助金	14,424,501円
桑名市宅老所整備事業等補助金	9,063,442円

【 国営木曾三川公園カルチャービレッジイベント実行委員会 】

補 助 事 業 名	20 年 度 負 担 金
ピクニックパーティ 2008 負担金	4,000,000円
イベント負担金第 1 回カルチャービレッジ水郷フェスタ 2008	1,500,000円
イベント負担金第 2 回カルチャービレッジ水郷フェスタ 2008	40,000円